〇告示

目

次

4月30日 (水曜日)

平成 26 年

び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように 改正する。 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及

山口県告示第百六十二号

平成二十六年四月三十日

前の例による。

に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、 る補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、 限度額及び最高限度額に関する告示は、

平成二十六年五月一日以後の期間に係る年金た

同日前の期間

なお従

表中「四、五〇三円」を「四、三〇八円」に、「一二、九三五円」を「一三、 山口県知事 村 畄 嗣 政

五〇円」を「三、九三〇円」に、「一四、三七六円」を「一五、〇〇一円」に改める。 三円」を「四、 円」を「五、九二二円」に、「二三、一七一円」を「二四、一一四円」に、「四、六八 「六、七〇八円」に、「二四、四五五円」を「二四、五三二円」に、「六、四七九円」 六〇一円」に、「二一、九一一円」を「二一、七八四円」に、「六、八六一円」を 二四円」に、「一八、五三五円」を「一八、八三四円」に、「六、七四一円」を「六、 四円」に、「一六、一三〇円」を「一六、二八一円」に、「六、五二七円」を「六、五 円」に、「一三、六三四円」を「一三、四四七円」に、「六、一一二円」を「六、一〇 円」に、「五、〇〇七円」を「五、〇二四円」に、「五、六一八円」を「五、六一一 を「六、三七五円」に、「二四、九九五円」を「二五、三七六円」に、「五、八一一 七三円」に、「一九、 八一六円」を「一九、一六七円」に、「三、九 0四0

山口県告示第百六十一号

П

(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示

Щ

る告示は、 償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関す なお従前の例による。 | 平成二十六年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補

平成二十六年四月三十日

山口県知事 村 畄 嗣 政

వ్త 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百五十円」を「三千九百三十円」に改め

平成二十六年四月三十日発行平成二十六年四月三十日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁